



統一 地方選挙迫まる 明るく正しい選挙を

統一地方選挙は、あと1カ月余にせまりました。まちは選挙の話でもちきり、というところですが、立候補者も選挙する人も、明るく正しい選挙を行なってもらいたいものです。今号では、選挙の期日や有権者の範囲などを掲載しました。とくに、今回の選挙から、不在者投票する場合の方法が変わり、不在者投票をするときは宣誓書の記入が必要になったため、ご留意ください。

◆不在者投票は「宣誓書」で

投票日の当日、出張や旅行その他の理由で不在になる方の不在者投票の方法が変わりました。

前回の選挙までは、その不在事由の証明書(市町村長または会社の社長等によるもの)を提出しなければならなかったが、公職選挙法の改正によって、今回の選挙から、本人が真実である旨の「宣誓書」を書いて提出するだけで、不在者投票ができることになりました。

したがって、本人は印鑑持参のうえ、選管にきて宣誓書(用紙)の交付を受け、それに基づきの記載例によって宣誓書を作成して、選挙管理委員会に提出すればよいわけです。

◆宣誓書の記載例 太字の箇所は選挙人が記載する

宣誓書

私は次の事由によって、昭和46年4月11日行秋の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員、一般選挙の当日、自ら投票所に行つて投票することができない見込みであります。

(不在者投票事由)

昭和45年12月1日から昭和46年4月15日まで、東京都千代田区豊が関1-2、東海産業株式会社において建設業に従事である。

上記、真実に相違ないことを誓います。

昭和46年3月10日

○住所(居所) 東京都千代田区豊が関1の1

○選挙人名簿に記載されている住所 大館市御成町4丁目1-1

○氏名 甲野太郎郎

○生年月日 昭和20年10月1日

○職業 労務者

◆不在投票のできる期間とその方法

◆期間	
県知事選挙	3月17日～4月10日
県議会議員選挙	3月30日～4月10日
市長、市議会議員選挙	4月15日～4月24日
◆時間	毎日午前8時30分～午後5時

◆不在者投票の請求は、告示の前でもできるので、とくに出稼者の場合は、いづらか早やめにその手続きをして期間におくれないようにご注意ください。

◆現在、出稼などに行っている方は、現在、不在で投票日に帰えられない見込みの人は、印鑑持参のうえ、最寄りの選挙管理委員会に行き、「私は、大館市から何々の業務に従事するため、この××市に滞在中ですが、今回の選挙で不在者投票を行なりたいので宣誓書をください。」

あわせて記載方法についてお知らせください。——
といて記載した宣誓書に捺印し、大館市選挙管理委員会に郵便(速達)で送り、投票用紙を請求してください。選挙では、これを受理すると速かに名簿と照合し、その日のうちに本人あてに投票用紙を速達で郵送します。これを受けた選挙人は、そのまま最寄りの選管にもって行き、その選管で不在者投票を行ない、投票用紙をあずかってきます。あずかわれた不在者投票は速かにその選管から大館市の選管に郵送される仕組みとなっており、この方法が最も早く、適正な不在者投票の方法になっています。

行政町内新設と町名の変更

市では、末端連絡事務を円滑にするため、町内の分割による新しい町内を新設し、それぞれ、行政協力員を委嘱しました。

また、代野団地から申請がありました町名の変更もつぎのとおり認めました。

◆田代町・・・3つに分割

田代町1区→	外崎守氏
田代町2区→	松川悦子氏
田代町3区→	弘川栄作氏

◆片山5区を新設・・・片山4区から分離

片山5区→	斎藤貢吉氏
-------	-------

◆代野団地が天下町に町名変更

2月1日から代野団地は、天下町に町名が変更になりました。

投票日

知事選挙 46年4月11日(日曜日)
市議会議員選挙 46年4月25日(日曜日)



投票できる人と 選挙時登録者の名簿縦覧

県の選挙

投票のできる人

- ◆昭和26年4月12日以前に生れた人。
ただし、昭和45年12月15日現在、大館市の住民基本台帳に記録されていなければなりません。
- ◆他の市町村から転入した場合も同様、昭和45年12月15日までに当市へ転入の届けをした人。
- ◆上記の該当者でも、選挙の前日まで県外に転出した場合は投票できません。

選挙時登録

新成人および転入者は、3月15日現在で選挙人名簿に選挙時登録されます。

選挙人名簿の縦覧

選挙時登録した人の名簿はつぎにより縦覧および閲覧します。

- ◆縦覧期間 46年3月17日～3月21日
- ◆時間 午前8時30分～午後5時
- ◆場所 大館市選挙管理委員会事務室
- ◆閲覧 → 花矢支所および各出張所の事務室で、縦覧期間と同じ期間で行ないます。ただし、土曜日の午後と日曜日は除かれます。

市の選挙

投票のできる人

- ◆昭和26年4月26日以前に生れた人
ただし、昭和46年1月13日現在、大館市の住民基本台帳に記録されていなければなりません。
- ◆他の市町村から転入した場合も同様、昭和46年1月13日までに当市へ転入の届けをした人。
- ◆上記の該当者でも、選挙の前日までに他の市町村に転出し、当市の住民基本台帳から抹消された人は投票することはできません。

選挙時登録

新成人および転入者は、4月13日現在で選挙人名簿に選挙時登録されます。

選挙人名簿の縦覧

選挙時登録した人の名簿は、つぎにより縦覧および閲覧します。

- ◆縦覧期間 昭和46年4月15日～4月19日
- ◆時間 午前8時30分～午後5時
- ◆場所 大館市選挙管理委員会事務室
- ◆閲覧の期間および場所、時間等は県の選挙と同じです。

